

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

○大規模小売店舗の変更の届出について意見があった件三件	三六七
○計量器の定期検査を実施する件	三六八
○患者又は疑似患者の発見について届出があった件	三六八
公 告	
○特定非営利活動法人の設立の認証の申請があった件二件	三六八
○特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があった件	三六九
○一般競争入札を行う件二件	三九〇
福 島 県 病 院 局	
○福島県病院事業職員の駐在及び駐在員の服務等に関する規程を廃止する規程	三九三
福 島 県 公 安 委 員 会	
○道路交通法による指定講習機関として指定した件の一部を改正する件三件	三九四
○道路交通法により運転免許取得者教育の認定をした件の一部を改正する件二件	三九四
福 島 県 選 挙 管 理 委 員 会	
○不在者投票のできる施設の名称を変更した旨届出があった件	三九五
福 島 県 監 査 委 員	
○地方自治法により、包括外部監査の事務を補助する者の氏名等を告示する件	三九五

告 示

福島県告示第五百二十号
 大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一

項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十五年八月二日から同年九月二日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県いわき地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及びいわき市商工観光部商工労働課に備え置いて縦覧に供する。
 平成二十五年八月二日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
 ブックエース植田店 福島県いわき市東田町二丁目十番三ほか
- 二 法第八条第一項の規定によりいわき市から聴取した意見の概要
 騒音の発生に係る事項
 - 1 定期的な騒音対策の見直しを実施すること。
 - 2 周辺住民から苦情が申し立てられた場合は、申立人及び関係機関の指導等に誠意を持って対処し、迅速な解決に努めること。

（商業まちづくり課）

福島県告示第五百二十一号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十五年八月二日から同年九月二日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県東北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び福島市総務部情報管理課市民情報室に備え置いて縦覧に供する。
 平成二十五年八月二日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
 福島駅西口ショッピングセンター 福島県福島市公事田六番七ほか五十筆
- 二 法第八条第一項の規定により福島市から聴取した意見の概要
 意見なし。

（商業まちづくり課）

福島県告示第五百二十二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十五年八月二日から同年九月二日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県会津地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び会津若松市観光商工部商工課に備え置いて縦覧に供する。
 平成二十五年八月二日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
 会津若松ショッピングセンター 福島県会津若松市駅前町四十番ほか

二 法第八条第一項の規定により会津若松市から聴取した意見の概要
意見なし。

(商業まちづくり課)

福島県告示第五百二十三号

計量法(平成四年法律第五十一号)第十九条第一項の規定により、特定計量器の定期
検査を次のとおり実施する。
平成二十五年八月二日

福島県知事 佐藤雄平

一 計量法第二十一条第二項の規定により、知事が指定した場所を実施する検査

検査区域	対象となる特定計量器	検査の期日及び時間	検査場所
東白川郡矢祭町	非自動はかり(計量法施行令(平成五年政令第三二九号)第五条第一号又は第二号に掲げるものを除く。以下同じ。)、分銅及びおもり	九月五日 午後一時三〇分から 午後三時三〇分まで 九月六日 午前九時三〇分から 午前十一時三〇分まで	矢祭町山村開発センター
同 郡鮫川村		九月一〇日 午後一時三〇分から 午後三時三〇分まで	鮫川村公民館
同 郡塙町		九月一一日 午前九時三〇分から 午後三時三〇分まで	塙町公民館
同 郡棚倉		九月一二日 午前九時三〇分から 午後三時三〇分まで 九月一三日 午前九時三〇分から 午前十一時三〇分まで	棚倉町役場
			同

右に掲げる町 右の特定計量器で、右の検査を受けなかったもの
九月一七日から一〇月一日まで(土曜日、日曜日及び九月二三日を除く。)
午前一〇時から
午後三時まで
福島県計量検定所

二 特定計量器検定検査規則(平成五年通商産業省令第七十号)第三十九条第一項に規定する検査場所を実施する検査

検査区域	対象となる特定計量器	検査の期日
東白川郡棚倉町、同郡矢祭町、同郡塙町及び同郡鮫川村	非自動はかり、分銅及びおもり	十一月一日から十二月二〇日まで(土曜日、日曜日及び十一月四日を除く。)

(計量検定所)

福島県告示第五百二十四号

家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)第十三条第一項の規定により、家畜が患畜又は疑似患畜となったことの発見について次のとおり届出があった。
平成二十五年八月二日

福島県知事 佐藤雄平

病名	畜種	患畜及び疑似患畜の区分	発見頭数	発見の場所	発見年月日	摘要
ヨーネ病	牛	患畜	一頭	白河市	平成二十五年七月二三日	殺処分

(畜産課)

公 告

公告第二百四十六号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、次のとおり公告する。
平成二十五年八月二日

平成二十五年八月二日

一 申請のあった年月日
平成二十五年七月十八日

福島県知事 佐藤 雄 平

二 名称

特定非営利活動法人みらいふくしま

三 代表者の氏名

後藤 忠久

四 主たる事務所の所在地
福島県福島市中町七番一号

五 定款に記載された目的

この法人は、福島に居住する人たちが及び福島と歩もうとする人たちに對して、風評被害を払拭し健康の増進に資することで、前向きに歩んでいけるような環境を創造する事業を行い、福島の復興に寄与することを目的とする。

(文化振興課)

公告第二百四十七号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

平成二十五年八月二日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 申請のあった年月日
平成二十五年七月二十三日

二 名称

NPO法人ふくしま再生可能エネルギー協会

三 代表者の氏名

佐藤 榮一

四 主たる事務所の所在地
福島県郡山市備前館二丁目百十八番地

五 定款に記載された目的

この法人は、地球環境を改善するために、福島県が先駆けとなつて、有害な物質を放出しない再生可能エネルギーを普及促進するための支援事業を行うことにより、安全安心で持続可能な地球環境を実現し、広く公益に資することを目的とする。

(文化振興課)

公告第二百四十八号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定による特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

平成二十五年八月二日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 申請のあった年月日
平成二十五年七月十六日

二 名称

(変更前) 特定非営利活動法人えんじょいらいふ福祉会

(変更後) 認定NPO法人えんじょいらいふ福祉会

三 代表者の氏名

飯塚 啓子

四 主たる事務所の所在地
福島県福島市南沢又字前田五番地の二十七

五 定款に記載された目的

この法人は障がい者に対して地域活動支援事業及び、芸術文化活動事業を提供するとともに自立生活に必要な支援を行い、地域社会に貢献し、地域福祉の発展に寄与することを目的とする。

(文化振興課)

公告第249号

W T Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第274条の3第1項の規定により公告する。

平成25年8月2日

福島県知事 佐藤 雄平

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の件名及び数量 実習用ディーゼル機関 1式
- (2) 調達をする物品等の仕様等 仕様書による。
- (3) 納入期限 平成26年3月31日
- (4) 納入場所 福島県立いわき海星高等学校運転性能実習室

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 福島県の物品購入（修繕）競争入札参加有資格者名簿に登載されている者又は開札時まで福島県の物品購入（修繕）競争入札参加資格を取得している者であること。
- (2) この公告の日から入札の日までの間に福島県から物品の買入れ又は修繕に係る指名停止を受けていないこと。
- (3) この公告に示した仕様に合致した物品又はこれと同等の物品について納入実績があり、かつ、確実に納入できること。
- (4) 当該物品に係る迅速な保守及び修理の体制が整備されていること。

3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の物品購入（修繕）一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(3)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、平成25年8月26日（月）午後5時までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。

郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号

福島県出納局入札用度課

電話024-521-7563

4 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先 3に掲げる場所に同じ。
- (2) 入札説明会の日時及び場所 平成25年8月12日（月）午後1時30分 福島県出納局入札用度課
- (3) 入札及び開札の日時及び場所 平成25年9月13日（金）午前10時 福島県出納局入札用度課（郵便により入札する場合は、書留郵便により行うものとし、同月12日（木）午後5時までに必着のこと。）

5 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

6 入札に参加を希望する者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に関し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

7 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

8 その他

- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105

分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- (3) 落札者の決定の方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (4) 契約書作成の要否 要
- (5) その他 詳細は、入札説明書による。

9 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased :Diesel Engine for Practice in School 1set
- (2) Time-limit of tender (by hand) :10:00 a.m., 13 September 2013
- (3) Time-limit of tender (by mail) :5:00 p.m., 12 September 2013
- (4) Contact point for the notice :Bid Administration Division, Treasury Bureau, Fukushima Prefectural Government, 2-16 Sugitsuma-cho, Fukushima-shi, Fukushima 960-8670 Japan TEL024-521-7563

(入札用度課)

公告第250号

W T Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第274条の3第1項の規定により公告する。

平成25年8月2日

福島県知事 佐藤 雄平

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の件名及び数量 ディーゼル発電機 2基
- (2) 調達をする物品等の仕様等 仕様書による。
- (3) 納入期限 平成26年3月31日
- (4) 納入場所 福島県立いわき海星高等学校電気実習室

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 福島県の物品購入（修繕）競争入札参加有資格者名簿に登載されている者又は開札時までに福島県の物品購入（修繕）競争入札参加資格を取得している者であること。
- (2) この公告の日から入札の日までの間に福島県から物品の買入れ又は修繕に係る指名停止を受けていないこと。
- (3) この公告に示した仕様に合致した物品又はこれと同等の物品について納入実績があり、かつ、確実に納入できること。
- (4) 当該物品に係る迅速な保守及び修理の体制が整備されていること。

3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の物品購入（修繕）一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(3)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、平成25年8月26日（月）午後5時までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。

郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号
福島県出納局入札用度課
電話024-521-7563

4 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先 3に掲げる場所に同じ。
- (2) 入札説明会の日時及び場所 平成25年8月12日（月）午後3時 福島県出納局入札用度課
- (3) 入札及び開札の日時及び場所 平成25年9月13日（金）午前11時30分 福島県出納局入札用度課（郵便により入札する場合は、書留郵便により行うものとし、同月12日（木）午後5時までに必着のこと。）

5 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

- (2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- 6 入札に参加を希望する者に要求される事項
この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に関し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- 7 入札の無効
2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。
- 8 その他
- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 落札者の決定の方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (4) 契約書作成の要否 要
- (5) その他 詳細は、入札説明書による。
- 9 Summary
- (1) Nature and quantity of the products to be purchased :Diesel Generator 2sets
(2) Time-limit of tender (by hand) :11:30 a.m., 13 September 2013
(3) Time-limit of tender (by mail) :5:00 p.m., 12 September 2013
(4) Contact point for the notice :Bid Administration Division, Treasury Bureau, Fukushima Prefectural Government, 2-16 Sugitsuma-cho, Fukushima-shi, Fukushima 960-8670 Japan TEL024-521-7563

(入札用度課)

福島県病院事業職員の駐在及び駐在員の服務等に関する規程を廃止する規程をここに公布する。

平成 25 年 8 月 2 日

福島県病院事業管理者 丹 羽 真 一

福島県病院局管理規程第 18 号

福島県病院事業職員の駐在及び駐在員の服務等に関する規程を廃止する規程

福島県病院事業職員の駐在及び駐在員の服務等に関する規程（平成 24 年福島県病院局管理規程第 2 号）は、廃止する。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

（病院総務課）

福島県公安委員会告示第38号

道路交通法による指定講習機関として指定した件（平成2年福島県公安委員会告示第29号）の一部を次のように改正する。

平成25年8月2日

福島県公安委員会委員長 高 瀬 淳

1の表19の項中「

高 橋 渡

」を「

高 橋 博 剛

」に改める。

（運転免許課）

福島県公安委員会告示第39号

道路交通法による指定講習機関として指定した件（平成7年福島県公安委員会告示第25号）の一部を次のように改正する。

平成25年8月2日

福島県公安委員会委員長 高 瀬 淳

1の表黒井産業株式会社の項中「高橋 渡」を「高橋博剛」に改める。

（運転免許課）

福島県公安委員会告示第40号

道路交通法による指定講習機関として指定した件（平成18年福島県公安委員会告示第25号）の一部を次のように改正する。

平成25年8月2日

福島県公安委員会委員長 高 瀬 淳

1の表1の項中「高橋 渡」を「高橋博剛」に改める。

（運転免許課）

福島県公安委員会告示第41号

道路交通法により運転免許取得者教育の認定をした件（平成12年福島県公安委員会告示第29号）の一部を次のように改正する。

平成25年8月2日

福島県公安委員会委員長 高 瀬 淳

1の表黒井産業株式会社の項中「高橋 渡」を「高橋 博剛」に改め、同表東北振興産業株式会社の項中「高橋 渡」を「高橋 博剛」に改める。

（運転免許課）

福島県公安委員会告示第42号

道路交通法により運転免許取得者教育の認定をした件（平成12年福島県公安委員会告示第31号）の一部を次のように改正する。

平成25年8月2日

福島県公安委員会委員長 高 瀬 淳

1の表黒井産業株式会社の項中「高 橋 渡」を「高 橋 博 剛」に改める。

（運転免許課）

福島県選挙管理委員会

福島県選挙管理委員会告示第六十六号

福島県公職選挙等執行規程（昭和四十年福島県選挙管理委員会告示第十八号）第八条第四項（第八十条、第九十条第一項、第一百条第一項、第一百一十条第一項又は第一百二十二条第一項において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり不在者投票のできる施設の名称を変更した旨の届出があった。

平成二十五年八月二日

福島県選挙管理委員会

委員長 菊地俊彦

福島県監査委員

伊達市立梁川病院	変更前	梁川病院	変更後
			変更年月日
			平成二十三年一〇月一日

福島県監査委員告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の32第2項の規定により、次のとおり告示する。

平成25年8月2日

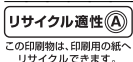
福島県監査委員 青木 稔
 福島県監査委員 岡 義尚
 福島県監査委員 亀 武千代
 福島県監査委員 美馬 克彦
 福島県監査委員 尾形 俊彦

1 包括外部監査の事務を補助する者の氏名及び住所

氏名	住所
今井 明	福島県福島市八木田字神明6番地の1
佐藤 成	福島県福島市五月町2番25号
富樫 健一	福島県福島市小倉寺字経塚山29番地の8
鈴木 康将	宮城県白石市南町1丁目2番1-1号 サザンフラットA
齋藤 健	福島県福島市方木田字古屋敷13番地の1 グレースコートB202
齋藤 雄史	福島県福島市森合字台19番地の1 Mフラッツ101

2 当該監査の事務を補助する者が包括外部監査人の監査の事務を補助できる期間
平成25年8月2日から平成26年3月31日まで

(監査総務課)



再生紙を使用しています。 【定価 1箇月 3,390円】

発行者 福島県 印刷所 株式会社 第一印刷